

『労働安全衛生法の改正と処理現場の対応、
平成25～26年の労働災害発生状況』

神奈川県労働局労働基準部安全課
安全専門官 山田 泰彦



本日の内容

- 1 労働安全衛生法の改正について(別添リーフレット)
- 2 産業廃棄物処理業における労働災害の現状
- 3 産業廃棄物処理業に対する監督指導結果の概要
- 4 労働災害防止のための緊急対策について(別添要請文)
- 5 全国労働衛生週間について(別添リーフレット)

1 労働安全衛生法の改正について(別添リーフレット)

7項目の改正点

- ① 化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務となります。
[化学物質管理のあり方の見直し]
■施行日:平成28年6月までに施行される予定(今後政令で規定)
- ② ストレスチェックの実施等が義務となります。
[ストレスチェック制度の創設]
■施行日:平成27年12月までに施行される予定(今後政令で規定)
- ③ 受動喫煙防止措置が努力義務となります。
[受動喫煙防止対策の推進]
■施行日:平成27年6月までに施行される予定(今後政令で規定)

④ 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます。

■施行日：平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

⑤ 法第88条第1項の届出を廃止します。

■施行日：平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

⑥ 電動ファン付き呼吸用保護具が形式検定、譲渡制限の対象となります。

■施行日：平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

⑦ 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります。

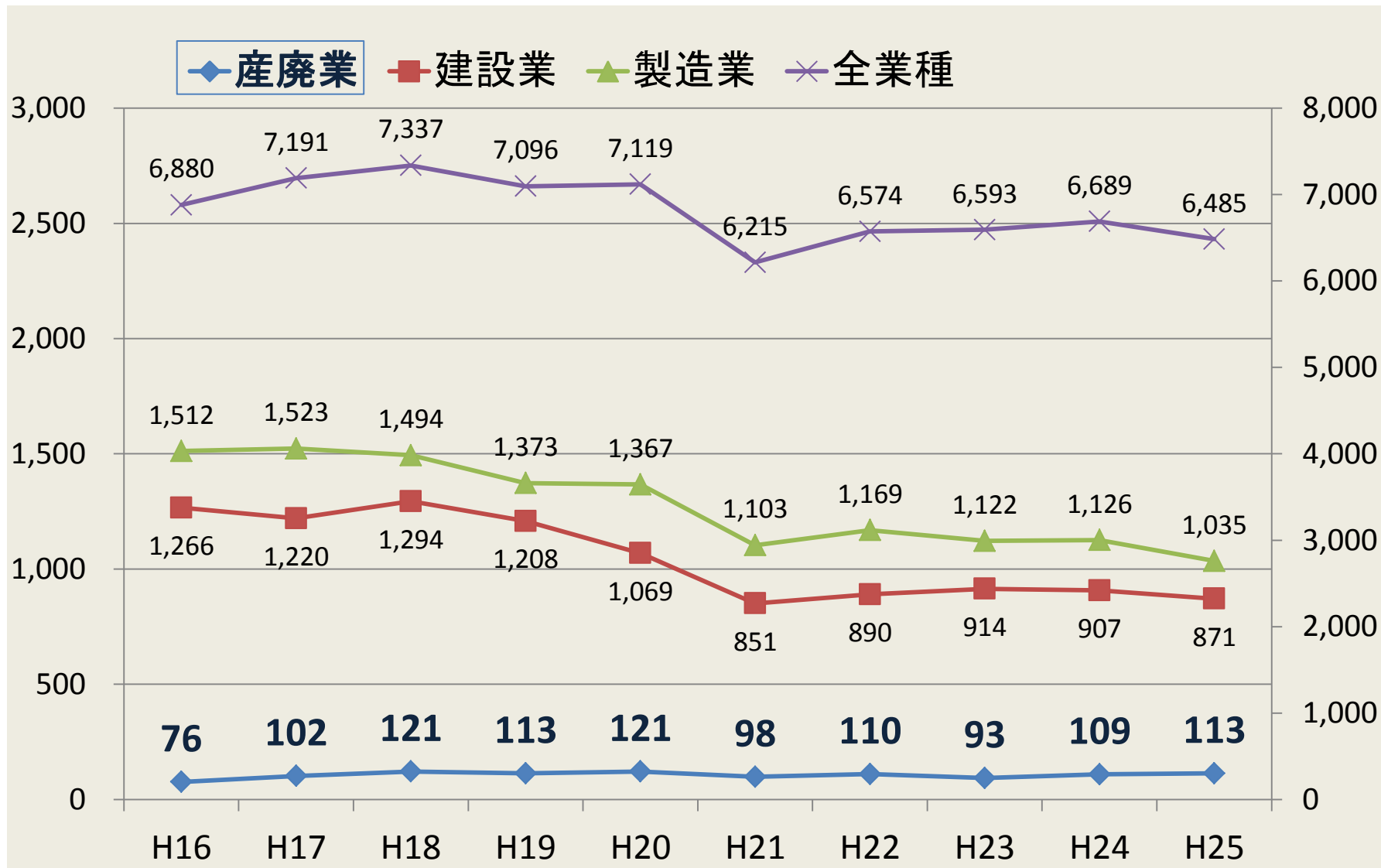
■施行日：平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

2 産業廃棄物処理業における労働災害の現状

1 年別推移(過去10年)

(1) 死傷災害

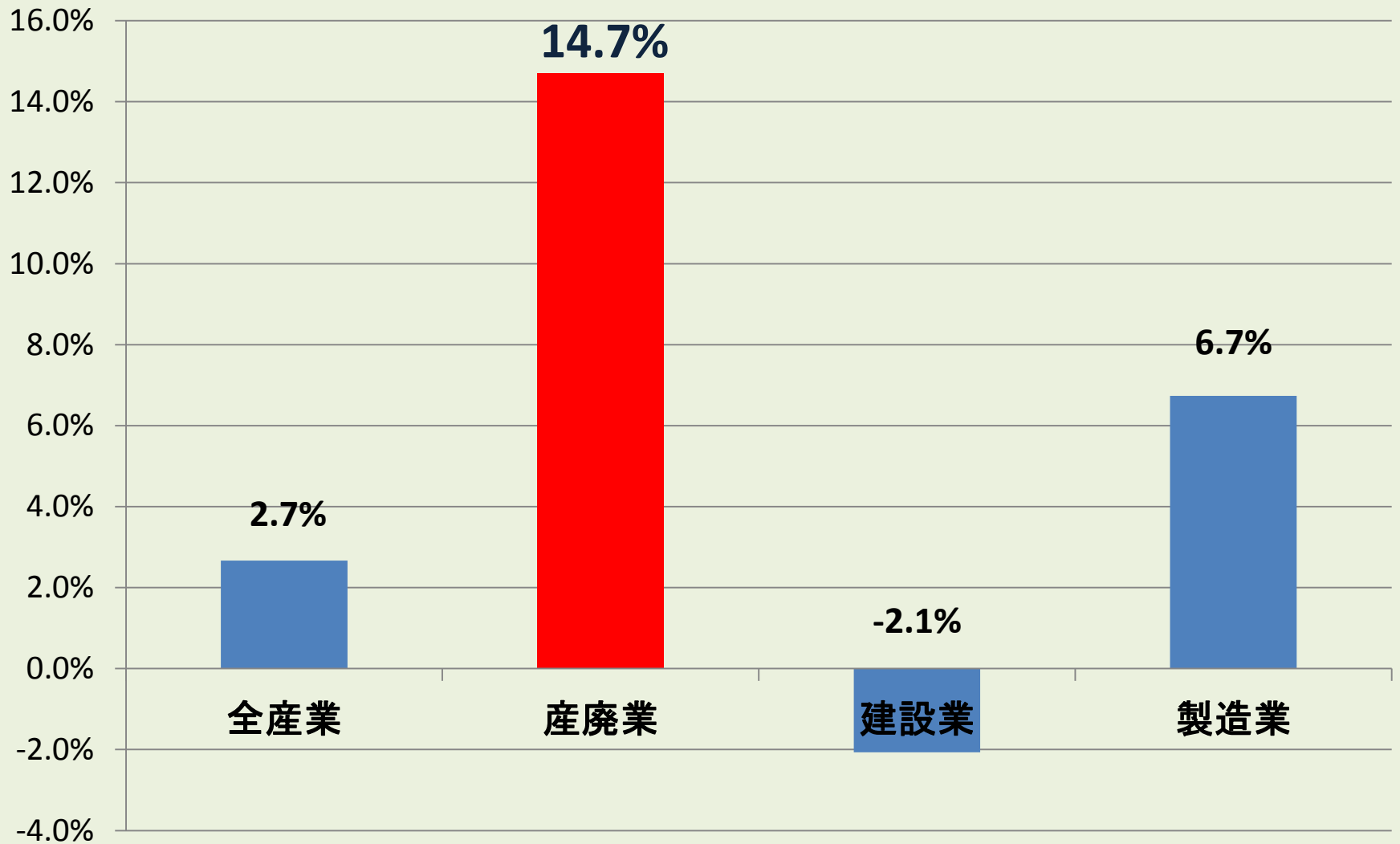
死傷者数	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全業種	6,880	7,191	7,337	7,096	7,119	6,215	6,574	6,593	6,689	6,485
産廃業	76	102	121	113	121	98	110	93	109	113
建設業	1,266	1,220	1,294	1,208	1,069	851	890	914	907	871
製造業	1,512	1,523	1,494	1,373	1,367	1,103	1,169	1,122	1,126	1,035



平成26年8月末現在の状況（死傷者数）

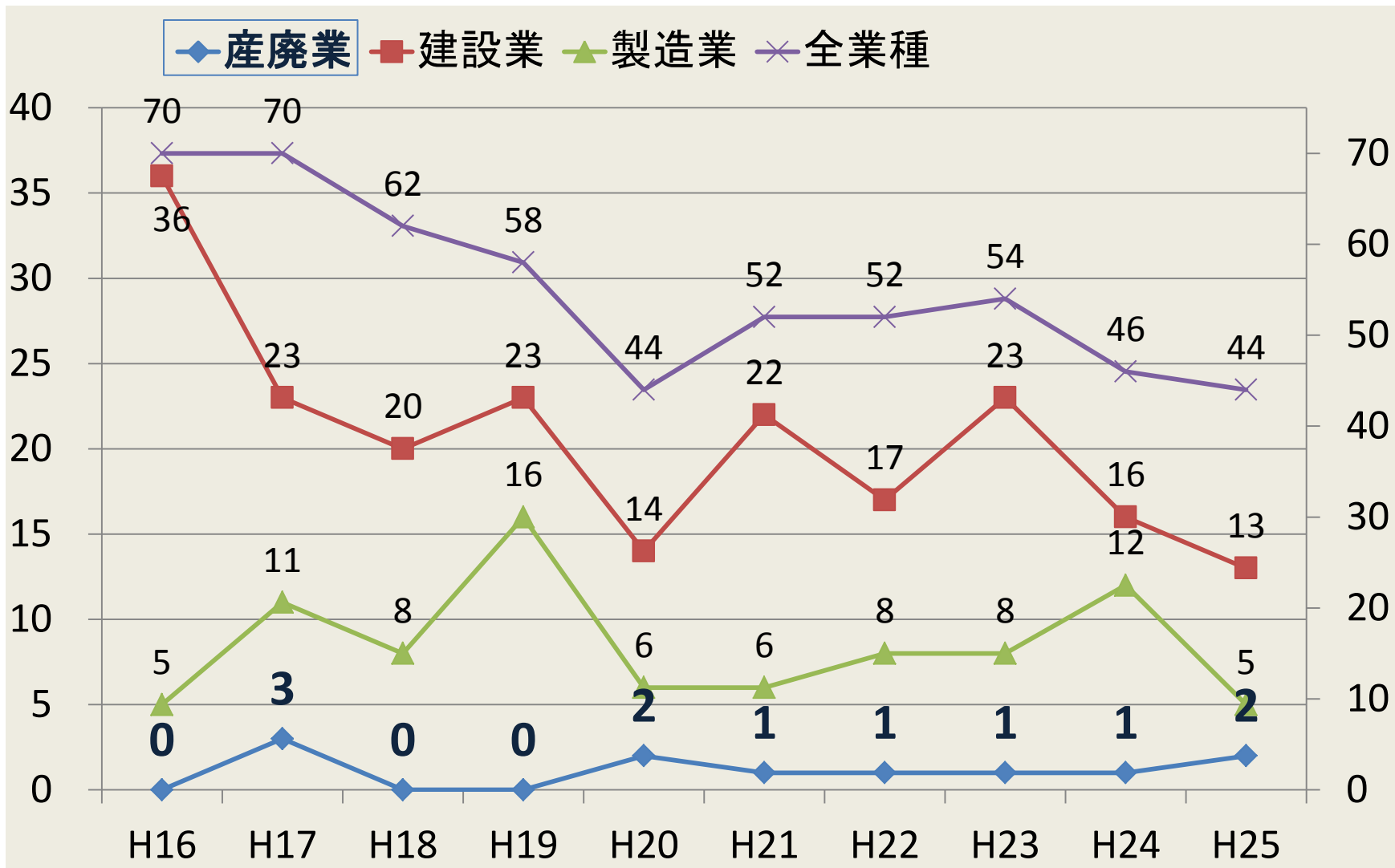
死傷者数	H26.8月末	H25.8月末	対前年増減	対前年増減比
全産業	3,735	3,638	+97	2.7%
産廃業	78	68	+10	14.7%
建設業	474	484	-10	-2.1%
製造業	634	594	+40	6.7%

H26.8月末・対前年増減比



1 年別推移(過去10年)
(2) 死亡災害

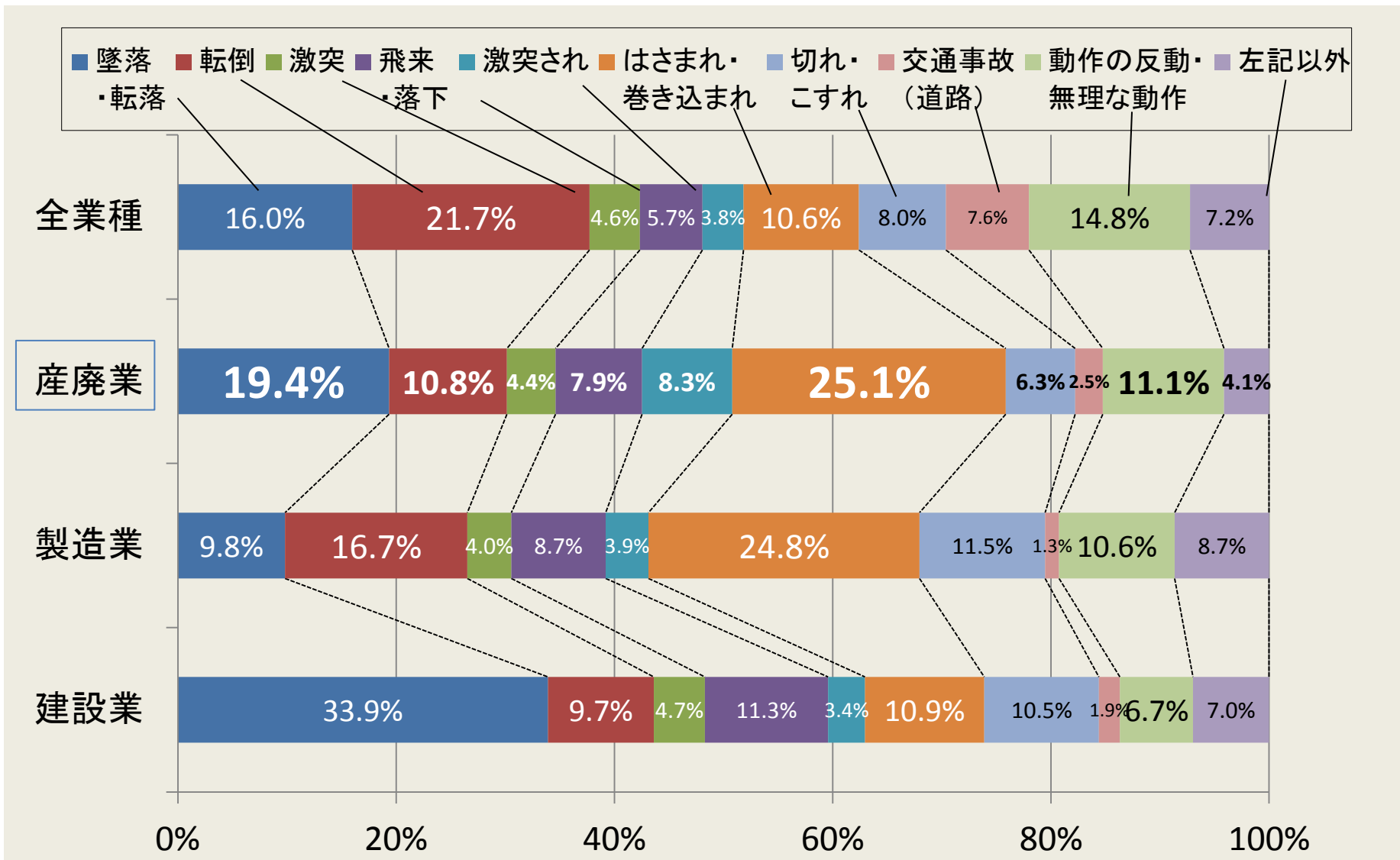
死亡者数	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全業種	70	70	62	58	44	52	52	54	46	44
産廃業	0	3	0	0	2	1	1	1	1	2
建設業	36	23	20	23	14	22	17	23	16	13
製造業	5	11	8	16	6	6	8	8	12	5



2 事故の型別 (H23~H25合計)

(件数)	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
建設業	913	261	126	304	91	294	283	52	180	188	2,692
製造業	322	549	132	284	129	815	378	42	348	284	3,283
産廃業	61	34	14	25	26	79	20	8	35	13	315
全業種	3,158	4,299	910	1,134	745	2,088	1,580	1,503	2,920	1,430	19,767

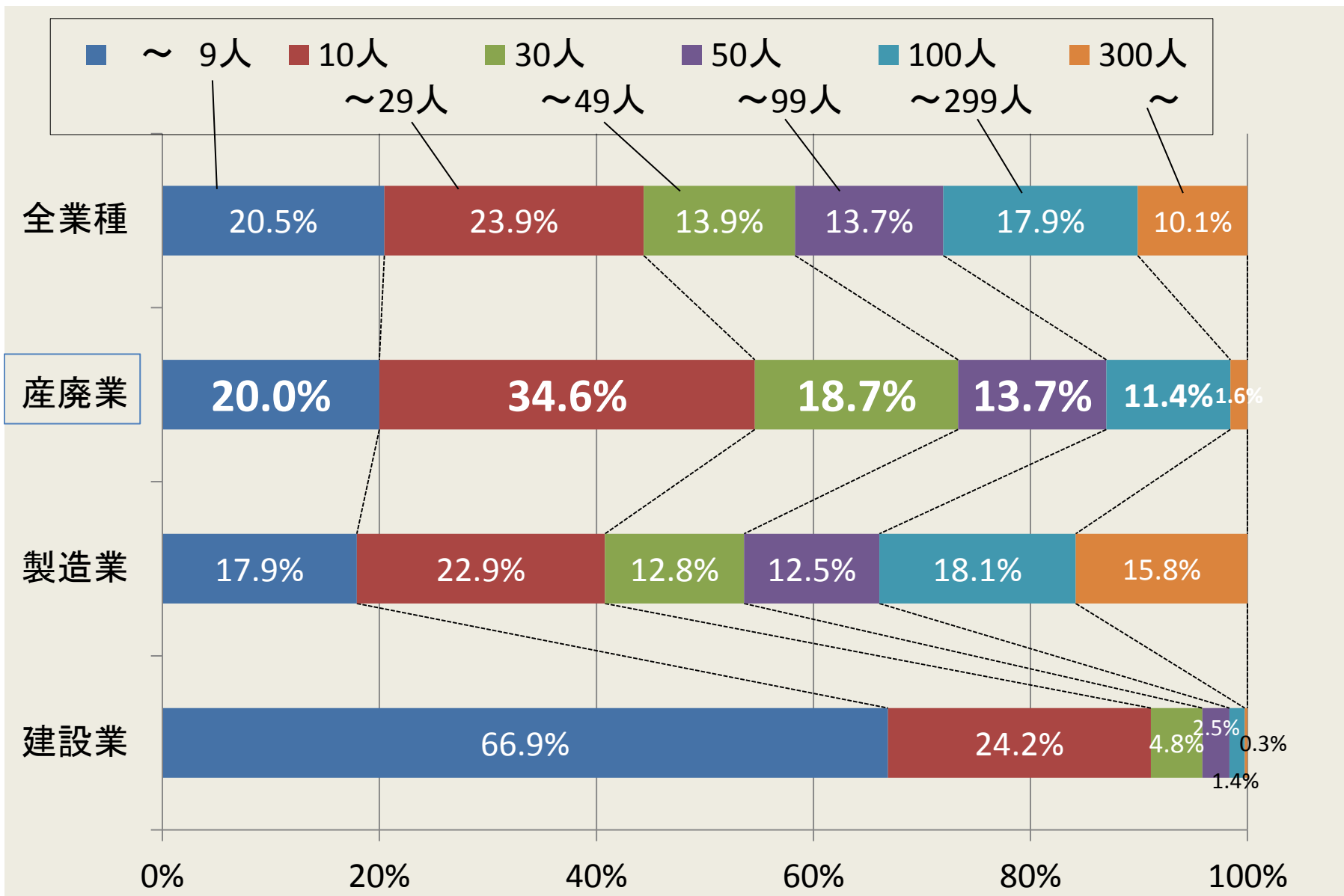
(比率)	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	左記以外	合計
建設業	33.9%	9.7%	4.7%	11.3%	3.4%	10.9%	10.5%	1.9%	6.7%	7.0%	100.0%
製造業	9.8%	16.7%	4.0%	8.7%	3.9%	24.8%	11.5%	1.3%	10.6%	8.7%	100.0%
産廃業	19.4%	10.8%	4.4%	7.9%	8.3%	25.1%	6.3%	2.5%	11.1%	4.1%	100.0%
全業種	16.0%	21.7%	4.6%	5.7%	3.8%	10.6%	8.0%	7.6%	14.8%	7.2%	100.0%



3 事業場規模別（H23～H25合計）

（件数）	～ 9人	10人 ～29人	30人 ～49人	50人 ～99人	100人 ～299人	300人 ～	合計
建設業	1,800	652	128	67	38	7	2,692
製造業	588	751	421	409	594	520	3,283
産廃業	63	109	59	43	36	5	315
全業種	4,043	4,724	2,756	2,701	3,544	1,999	19,767

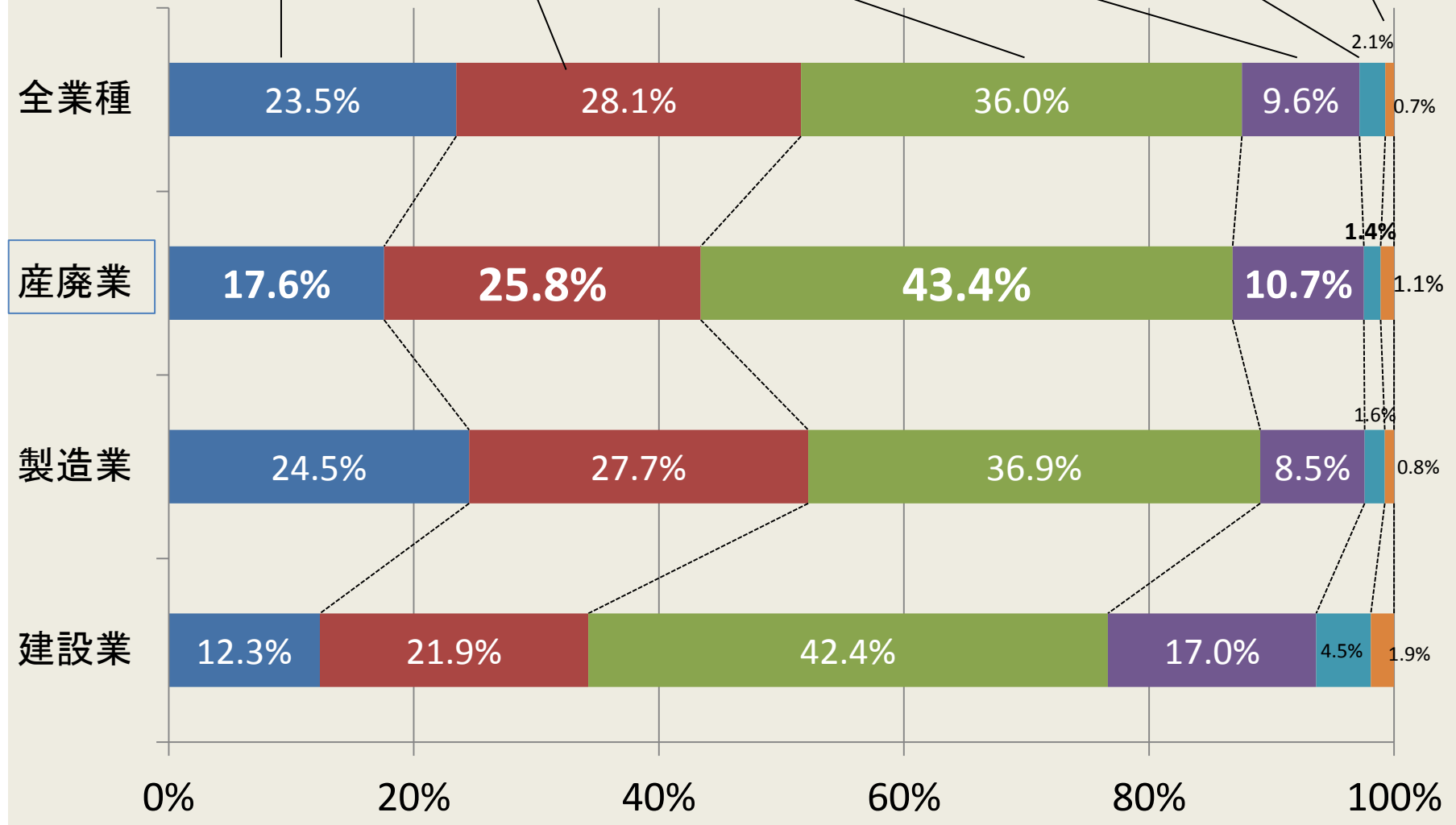
（件数）	～ 9人	10人 ～29人	30人 ～49人	50人 ～99人	100人 ～299人	300人 ～	合計
建設業	66.9%	24.2%	4.8%	2.5%	1.4%	0.3%	100.0%
製造業	17.9%	22.9%	12.8%	12.5%	18.1%	15.8%	100.0%
産廃業	20.0%	34.6%	18.7%	13.7%	11.4%	1.6%	100.0%
全業種	20.5%	23.9%	13.9%	13.7%	17.9%	10.1%	100.0%



4 災害程度別（H23～H25合計）

（件数）	4日以上 2週未満	2週以上 1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	死亡	合計
建設業	332	590	1,141	458	120	51	2,692
製造業	805	908	1,211	280	54	25	3,283
産廃業	64	94	158	39	5	4	364
全業種	4,640	5,561	7,110	1,898	415	143	19,767

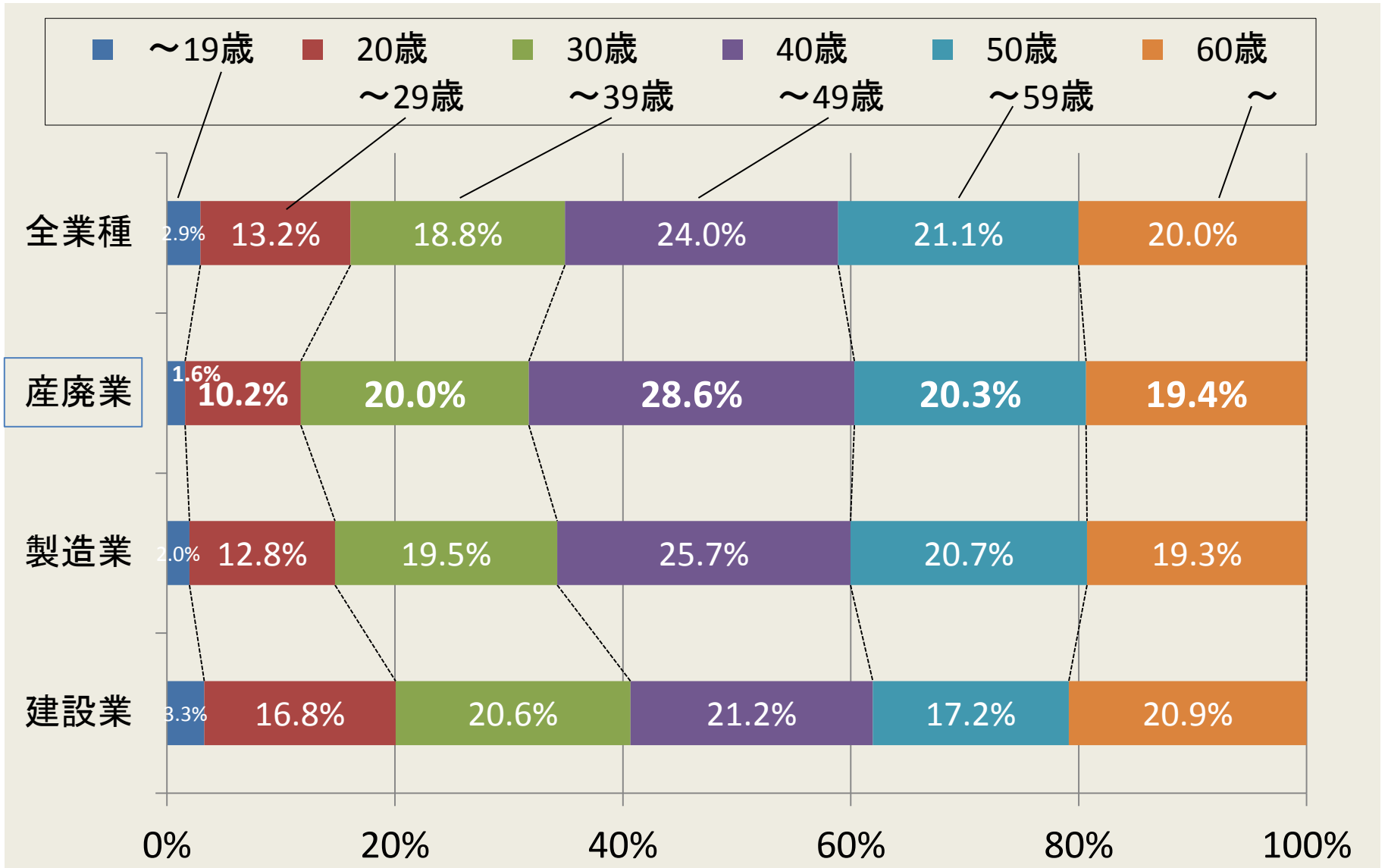
（比率）	4日以上 2週未満	2週以上 1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	死亡	合計
建設業	12.3%	21.9%	42.4%	17.0%	4.5%	1.9%	100.0%
製造業	24.5%	27.7%	36.9%	8.5%	1.6%	0.8%	100.0%
産廃業	17.6%	25.8%	43.4%	10.7%	1.4%	1.1%	100.0%
全業種	23.5%	28.1%	36.0%	9.6%	2.1%	0.7%	100.0%



5 年齢別（H23～H25合計）

（件数）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	合計
建設業	88	452	555	572	463	562	2,692
製造業	65	419	640	845	681	633	3,283
産廃業	5	32	63	90	64	61	315
全業種	577	2,607	3,718	4,739	4,168	3,958	19,767

（比率）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	合計
建設業	3.3%	16.8%	20.6%	21.2%	17.2%	20.9%	100.0%
製造業	2.0%	12.8%	19.5%	25.7%	20.7%	19.3%	100.0%
産廃業	1.6%	10.2%	20.0%	28.6%	20.3%	19.4%	100.0%
全業種	2.9%	13.2%	18.8%	24.0%	21.1%	20.0%	100.0%



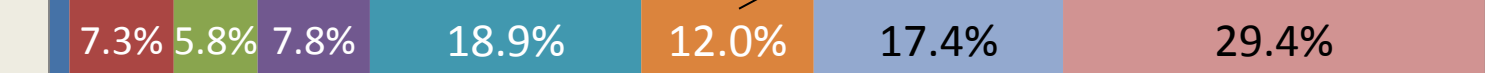
6 経験年数別（H23～H25合計）

（件数）	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
建設業	16	102	81	112	281	176	348	1,232	2,348
製造業	44	266	205	276	568	351	524	1,061	3,295
産廃業	6	30	30	33	66	35	49	42	291
全業種	298	1,512	1,216	1,623	3,933	2,496	3,612	6,109	20,799

（比率）	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
建設業	0.7%	4.3%	3.4%	4.8%	12.0%	7.5%	14.8%	52.5%	100.0%
製造業	1.3%	8.1%	6.2%	8.4%	17.2%	10.7%	15.9%	32.2%	100.0%
産廃業	2.1%	10.3%	10.3%	11.3%	22.7%	12.0%	16.8%	14.4%	100.0%
全業種	1.4%	7.3%	5.8%	7.8%	18.9%	12.0%	17.4%	29.4%	100.0%

■ 1月未満 ■ 1月以上 3月未満 ■ 3月以上 半月未満 ■ 半月以上 1年未満 ■ 1年以上 3年未満 ■ 3年以上 5年未満 ■ 5年以上 10年未満 ■ 10年以上

全業種



産廃業



製造業



建設業



0% 20% 40% 60% 80% 100%

ま と め

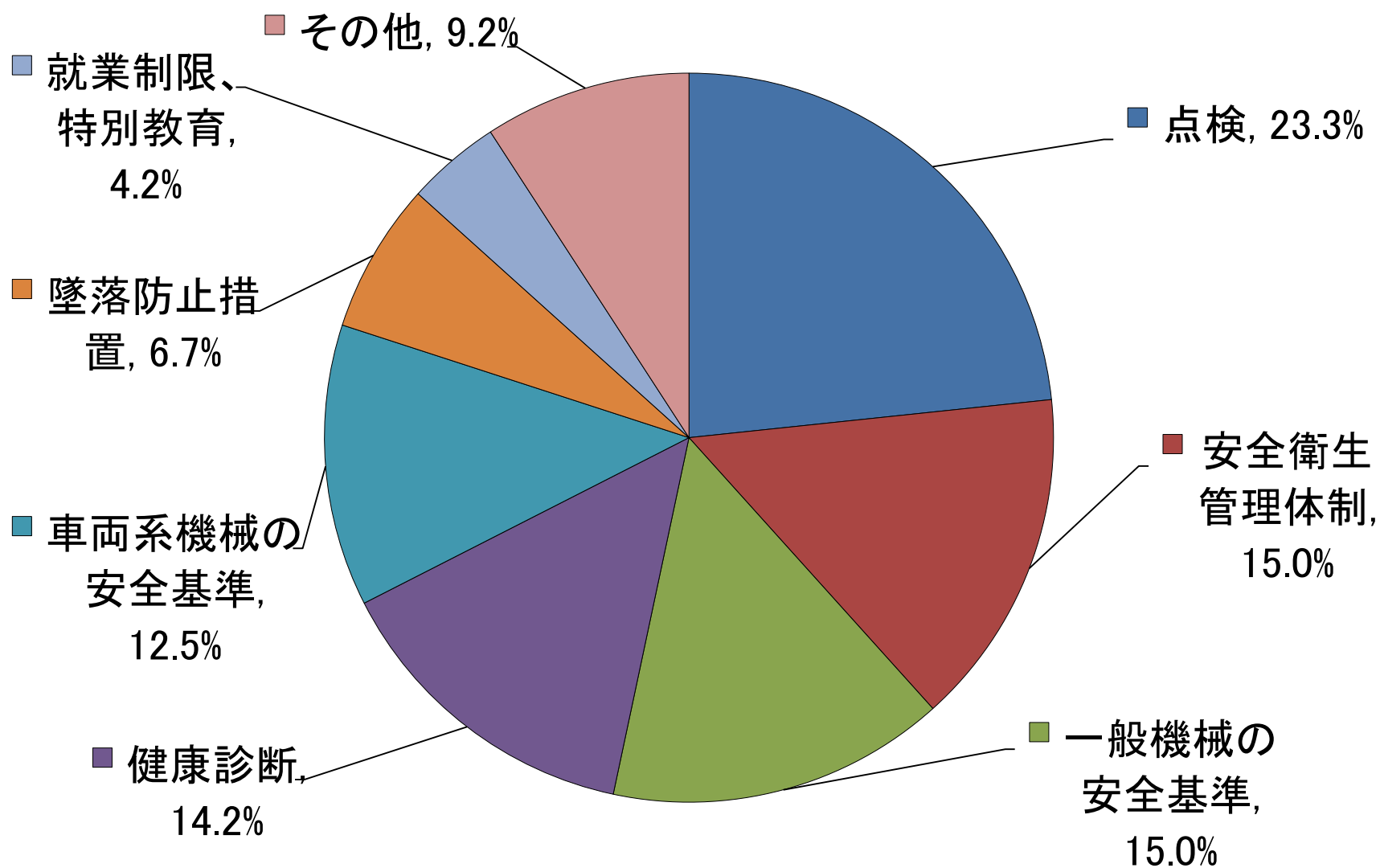
- 1-1 死傷者数 ……特定の業種（社会福祉施設等）を除いて、減少傾向にあるといえるが、産廃業は、増加若しくは横ばい。平成26年8月末現在、産廃業は対前年比で14.7%増加！
- 1-2 死亡者数 ……平成20年以降毎年死亡災害が発生している。
- 2 事故の型別 ……「はさまれ・巻き込まれ」（25.1%）、「墜落・転落」（19.4%）で全体の半数弱、「転倒」（10.8%）、「動作の反動・無理な動作」（11.1%）を加えてこの4種類で、全体の2/3を占める。
- 3 事業場規模別 ……30人未満の規模の事業場で5割を超える。50人以上規模で3/4を占める。
- 4 災害程度別 ……休業1月以上の割合が高い ⇒ 重症度が高い
- 5 年齢別 ……「30歳代」（28.6%）、「40歳代」（20.3%）で全体の半数弱、30歳以上で約9割
- 6 経験年数別 ……経験年数の短い労働者の災害の割合が高い。1年未満で1/3、3年未満で6割弱

3 産業廃棄物処理業に対する監督指導結果の概要

※H23～H25年度における監督指導結果（指摘違反事項120項目の内訳）

	点検	安全衛生 管理体制	一般機械 の 安全基準	健康診断	車両系機 械の安全 基準	墜落防止 措置	就業制限、 特別教育	その他	合計
件数	28	18	18	17	15	8	5	11	120

	点検	安全衛生 管理体制	一般機械 の 安全基準	健康診断	車両系機 械の安全 基準	墜落防止 措置	就業制限、 特別教育	その他	合計
比率	23.3%	15.0%	15.0%	14.2%	12.5%	6.7%	4.2%	9.2%	100.0%



主 な 内 容

点検	フォークリフト、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械、コンベヤー、クレーン等の定期(特定)自主検査、月例点検、作業開始前点検等の実施、記録の保管 等
安全衛生管理体制	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医の選任 等 安全(衛生)委員会の設置、開催 等
一般機械の安全基準	安全装置の有効保持、原動機・回転軸等による危険の防止、そうじ等の場合の運転停止 等
健康診断	健康診断の実施、記録の作成、結果報告、等
車両系機械の安全基準	車両系荷役運搬機械(フォークリフト等)、車両系建設機械等 作業計画、制限速度、接触の防止、主たる用途以外の使用の制限、 運転位置から離れる場合の措置、転落の防止、コンベヤーの非常 停止装置、コンベヤーの非常停止装置 等
墜落防止措置	手すり等の設置、昇降設備、通路の確保 等
就業制限、特別教育	フォークリフト、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械、クレーン、玉掛け等に関する特別教育、技能講習、免許 等
その他	電気機械器具の囲い等、物体の飛来による危険の防止、空容器の処理、労働者死傷病報告 等

4 労働災害防止のための緊急対策について(別添要請文)

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%(6月末現在)の大幅な増加となっております。また、休業4日以上之死傷者数も対前年比3.6%(同)の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがありと考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にありますが、こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久

5 全国労働衛生週間について

第65回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

⇒（別添リーフレット）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、それぞれの職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高場のための行事等の実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- | | |
|---|--|
| ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 | セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化 | タ 化学物質の管理の推進 |
| エ 作業環境管理の推進 | チ 石綿障害予防対策の徹底 |
| オ 作業管理の推進 | ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 |
| カ 健康管理の推進 | テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実 |
| キ 労働衛生教育の推進 | ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 |
| ク 職場における受動喫煙防止対策の推進 | ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進 |
| ケ 粉じん障害防止対策の徹底 | ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進 |
| コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進 |
| サ 熱中症予防対策の徹底 | ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進 |
| シ 電離放射線障害防止対策の徹底 | |
| ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 | |

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

ま と め

1 安全衛生管理体制の整備

	事業主	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医	安全衛生推進者
100人以上	○	○	○	○	○	—
50人～99人	○	—	○	○	○	—
10人～49人	○	—	—	—	—	○
1人～9人	○	—	—	—	—	—

2 各種機械の点検

3 車両系機械の安全基準

4 一般機械の安全基準

5 免許、技能講習、特別教育

6 雇入れ時安全衛生教育の徹底

ご清聴ありがとうございました。